平成２７年（フ）第９９８号
京都市中京区西ノ京原町64番地　ルミエール御池303号
債務者　前田図案こと　前田　謹司
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３４号
京都府宇治市広野町尖山４番地の817
債務者　岸　　英理
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５０号
京都府八幡市男山笹谷８番地一Ｄ１一106
債務者　北澤　政義
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５４号
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地139　７棟402号
債務者　**徳**永　隆士
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６１号
京都市北区紫野泉堂町30番地３、前住所京都市南区唐橋平垣町４番地１Ｆ
債務者　花山こと　鄭　　和秀
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７２号
京都市右京区太秦門田町６番地22
債務者　大垣　浩子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７３号
京都市山科区大宅甲ノ辻町93番地　ユース32　４Ｃ
債務者　柏本　光造
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７４号
京都市下京区西七条東御前田町６番地２　ハイツ若杉410号室
債務者　高見　啓由
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７５号
京都市下京区東洞院通五条上る深草町589番地　デリード京都東洞院701号室
債務者　佐野　寿年
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
愛媛県西宇和郡伊方町明神416番地、申立時の住所兵庫県西宮市津門宝津町11番28一511号
債務者　山江　真人
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１１号
奈良県天理市指柳町344番地　仲川アパート３号
債務者　安田　典子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３１２号
奈良県天理市指柳町344番地　仲川アパート３号
債務者　安田　泰孝
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４３号
奈良市南紀寺町３丁目316番地の１　紀寺ハイムＡ一507号
債務者　前内　　茜
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７１号
愛媛県松山市土居田町608番地９　スミレコーポ202号
債務者　柴田　　忠
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８１号
愛媛県松山市吉藤５丁目４番23号　サンリットＡ201号
債務者　上田　倍子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８５号
愛媛県松山市鴨川１丁目９番20号　カーサグラン鴨川602号、住民票上の住所愛媛県東温市樋口1356番地　樋口団地236号
債務者　西田　圭佑
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
松山地方裁判所民事部